

平成20年4月からの 後期高齢者医療制度について！

問い合わせ先 保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558

シリーズ

後期高齢者医療制度の保険料について

後期高齢者医療制度とは

75歳以上のすべての方が加入することになる医療制度です(65歳以上で、一定の障害のある方も含みます)医療機関での窓口負担の割合は、今までの老人保健制度と変わりません。

この制度の対象者、一人ひとりが保険料を納めることになります。

保険料は、原則として年金から天引きされます。

これまでの保険料は、納付書や口座振替により納めていただきました。「後期高齢者医療制度」では、原則として保険料は年金から天引きとなります。ただし、年間の年金受給額が18万円未満等の方は、納付書で納めていただくことになります。このような保険料の納付に関する事務は、皆さんがお住まいの市や町が行うことになります。

この制度の運営は、都道府県ごとに設立された「後期高齢者医療広域連合」が行います。また、保険料の納付、各種申請の受付については、お住まいの市や町が行います。

【従来】



【4月1日以降】

年金から自動的に天引きされます
ただし年間の年金受給額が18万円以上の方



ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を支援します！

【転倒骨折予防教室】

高齢者福祉ガイド
【第8回】

筋肉や関節機能の不使用が招くさまざまな運動機能低下や、転倒による骨折などの予防のための筋力向上トレーニングにより、ねたきりや認知症予防を図るものです。

対象者 概ね65歳以上の方
医師から運動制限等を受けていない方

事業内容 月2回、年間24回の1か年継続教室
筋力アップトレーニング(月1回) 自宅でも簡単にできる体操です。
3B体操(月1回) 音楽に合わせて楽しみながらできる運動です。
旧3町の地区毎に、3教室を開催します。

参加方法 希望する教室(3地区)を決め、募集期間内に高齢福祉課に申し込みください。(各教室とも、定員30名となります。)

20年度の教室参加者を2月18日から受け付けます。
参加は無料ですが、教室で使用する用具の実費負担が必要です。
詳しくは、38ページの参加者募集の記事をご覧ください。

問い合わせ先 高齢福祉課(きらら館内) ☎52-1115

次回は【徘徊高齢者あんしんサービス事業(新規事業)】をお知らせします。

問い合わせ先 高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎52-1115